

11日・12日は前橋まつりが盛大に

今年で60回目を迎える「前橋まつり」が10月11日(土)・12日(日)、立川町通りなどで開催。みこしや山車、パレードなどたくさんの方が参加し、まつりを盛り上げます。

問い合わせは
にぎわい観光課
商工会議所 ☎210-2189
☎234-5108

「無料バス」の運行

2日間とも午前10時30分から午後9時30分まで、中央大橋西グリーンロード・前橋駐車場と千代田町二丁目前橋テルサ前を「無料バス」が10分おきに運行します。

時まで、前橋プラザ元気21内ににぎわいホールで。

文化交流広場

2日間とも午前11時から午後7時まで、こここパークキング(旧ニチイ跡地)で太鼓の演奏や八木節踊り、市民サービスコーナーなど。また立川町通りでは、11日(土)の午前11時45分から午後0時20分まで太鼓の演奏、午後3時30分から午後4時15分まで民謡踊り、12日(日)の午前10時30分から午後0時20分まで八木節踊り、午後1時15分から太鼓の演奏。

イベント広場

2日間とも午前11時から午後7時まで、各種団体のステージをもてなし広場で。

交通規制に注意を

前橋まつりの期間中、午前10時30分から午後9時まで立川町通りをはじめ中心市街地が、また午後0時30分から午後9時までは国道50号線本町通りが交通規制となります。ご注意ください。

オープニングセレモニー

11日(土)午前10時30分から、立川町通りで。

子供だんべえ踊り

11日(土)午前11時と午後1時15分の2回、立川町通りで。

大人みこし

2日間とも夕方から、中心市街地で。また、全みこしを二斉につく連合渡御は立川町通りで。

祇園山車と子供みこし

2日間とも夕方、中心市街地で。

前橋だんべえ踊り

2日間とも午後5時30分から8時30分まで、国道50号線本町通りで。

小学校校鼓笛パレード

2日間とも午後0時20分から、立川町通りなどで。

中学校吹奏楽演奏会

10月11日(土)午後0時30分から、12日(日)午前11時30分から1時間置きに30分間の演奏を午後3

前橋文学館の無料開放

10月11日(土)・12日(日)の2日間とも午前9時30分から午後9時まで

問い合わせは
前橋文学館 ☎235-8011

まつり2日間有効の上電割引切符

10月1日から中央前橋駅で乗り降りする人を対象に、上毛電鉄乗車券の往復割引切符を発売します。江木駅、西桐生駅間はお得です。

発売場所=中央前橋駅、大胡駅など
料金=往復600円(小学生以下300円)

問い合わせは
上毛電鉄 ☎231-3597



赤城のすそ野でフェスティバル

オランダ型風車がシンボルの大胡ぐりーんふらわー牧場で、「ウインドミルフェスティバル」が開催されます。太鼓やだんべえ踊り、模擬店など多彩な催し。赤城山のすそ野を吹くさわやかな秋風の中で、楽しい休日を過ごしませんか。

日時=10月19日(日)午前9時40分~午後2時30分
会場=大胡ぐりーんふらわー牧場

問い合わせは
大胡支所 ☎283-1111

生活援助員が常駐で安心 市営住宅で入居者を募集

高齢者用市営住宅の単身入居者を募集。生活援助員が常駐し、緊急通報システムも完備され安心です。


■募集団地・戸数・家賃
〈広瀬第四団地〉単身用1戸、1万3,500円~2万9,700円〈広瀬第五団地〉単身用3戸、1万4,200円~3万2,700円

■建物の構造・設備など
〈構造〉高層耐火、中層耐火〈間取り〉2K(和6、洋6、K)〈設備〉エレベーター、浴槽、給湯器など

■申し込みの主な条件
①市内在住で住宅に困っている(県営住宅や市営住宅に入居中でも可)
②60歳以上の単身者
③独立した日常生活が可能
④住民税の未納がない
⑤基準月収額が26万8,000円以下
⑥不動産を所有していない
⑦住民税の未納がない県内在住の連帯保証人がいる
⑧身元引受人がいる
⑨敷金として家賃の3カ月分を納入できる
⑩毎月末までにその月分の家賃を納入できる

■入居者の決定
書類審査で入居資格を確認し公開抽選を実施します。なお、入居予定日は12月1日(月)です。

■申し込み
10月15日(水)までの執務時間内に市役所建築住宅課☎898-6833へ直接



大胡総合運動公園の使用料 10月から一部改正

大胡総合運動公園陸上競技サッカー場の場内を人工芝に改修し、10月1日に供用開始。施設改修に伴い、使用料を一部改正しました。改正後の使用料は下表のとおりです。

大胡総合運動公園陸上競技・サッカー場利用区分・使用料

施設名	名称	区分	使用料			
			9時~12時	12時~15時	15時~18時	18時~21時
大胡総合運動公園	陸上競技・サッカー場	陸上競技利用	各1,500円			
		サッカー利用	各5,400円			

1 サッカー利用について、18歳以下の利用は、この表に定める使用料の2分の1の額とする。
2 サッカー利用について、来年3月31日までの間は、この表に定める使用料の2分の1の額とする。ただし、18歳以下の利用は1,500円とする。
3 照明使用料は実費徴収とする。

問い合わせは
大胡総合運動公園 ☎230-4055

